

令和6年第3回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 令和6年9月24日 午前10時00分 開会
午後 2時35分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪瑠
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿古和彦	副 市 長	東 錦 也
教 育 長	椿本剛也	企 画 部 長	高垣倫浩
総 務 部 長	林本裕明	財 務 部 長	米田匡勝
市民生活部長	西川勝也	都市整備部長	安川博敏
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	中井智恵
こども未来創造部長	葛本章子	教 育 部 長	勝眞由美
上下水道部長	井邑陽一		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	板橋行則	書 記	神橋秀幸
書 記	岸田聖士	書 記	西邨さくら

6. 会議録署名議員 10番 谷原一安 12番 増田順弘

7. 議事日程

日程第1	認第1号	令和5年度葛城市一般会計決算の認定について
日程第2	認第2号	令和5年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
日程第3	認第3号	令和5年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について

- 日程第4 認第4号 令和5年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 日程第5 認第5号 令和5年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 日程第6 認第6号 令和5年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 日程第7 認第7号 令和5年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第8 認第8号 令和5年度葛城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第9 認第9号 令和5年度葛城市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第10 議第46号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第11 議第47号 葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについて
- 日程第12 議第48号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について
- 日程第13 議第49号 奈良広域水質検査センター組合の解散について
- 日程第14 議第50号 奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第15 議第52号 令和6年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第16 議第53号 令和6年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第17 議第54号 令和6年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第18 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

開 会 午前10時00分

川村議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和6年第3回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

ここで報告事項を申し上げます。

各常任委員会における付託議案以外の調査案件について、19日午前9時30分より議会運営委員会を開催いただき、ご協議いただいておりますので、議会運営委員長よりご報告願います。

13番、西井覚議員。

西井議会運営委員長 おはようございます。それでは、各常任委員会における付託議案以外の所管事項の調査につきまして、去る9月19日、議会運営委員会を開催し、その取扱いについて慎重に協議いたしておりますので、その内容についてご報告いたします。

各常任委員会における付託議案以外の所管事項の調査につきましては、総務建設常任委員会から、災害に強いまちづくりに関する事項、葛城インターチェンジエリアのまちづくりに関する事項、農地の有効活用に関する事項、その他総務建設常任委員会の所管に属する事項の4項目を常任委員会の調査事項として審査を行いたい旨の申出がありました。

また、厚生文教常任委員会から、就学前児童の保育と教育に関する事項、葛城市社会福祉協議会に対する奈良県の監査結果に関する事項、その他厚生文教常任委員会の所管に属する事項の3項目を常任委員会の調査事項として審査を行いたい旨の申出がありましたので、それぞれ付託議案以外の所管事項の調査として審査を願うことに決定いたしました。

なお、これらの調査案件については、閉会中も継続し、審査を要するとして、各常任委員長より議長に対する閉会中の継続審査の申出がなされております。

以上、報告いたします。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

川村議長 議会運営委員長からの報告は以上であります。各常任委員会の皆様には、それぞれの調査案件につきましては、慎重に審査いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、本定例会中に開催されました各常任委員会において、所管の調査事項について審査をされておりますので、その審査状況について各委員長より報告願います。

まず、総務建設常任委員長より報告願います。

7番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。

去る9月2日の本会議におきまして、総務建設常任委員会に付託されました1議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、9月6日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件として、災害に強いまちづくりに関する事項について、審査の概要をご報告いたします。

理事者からは、広報かつらぎ令和6年9月号に掲載されました防災に関する記事を基に、災害発生時において信頼できる情報源を利用した情報収集及び避難時の判断等について説明がありました。

委員からは、防災や災害対策において、今後重点的に実施したい事業はという問いがあり、能登半島地震の教訓を踏まえて、受援体制の強化とトイレ問題、家屋の耐震診断、改修の助成についても啓発を強化していきたいという答弁がありました。

この答弁を受け、能登半島地震においては、受援体制や応援職員等の宿泊施設の確保が必要であったが、御所市で建設された御所市防災交流館のような災害時の拠点を作ることは考えていないのかという問いがあり、葛城市地域防災計画では、具体的な物資の受援場所について決まっていないのが現状である。災害状況や道路状況を考え、物資拠点を考えることになる。被災時はプッシュ型で多くの物資が届くので、あらかじめ物資拠点を決めるべきだが、体育館等屋根のある広い施設は広域避難所として指定されるので、物資拠点として使用できないことから、今後は民間の倉庫等と協定を締結することも視野に入れて確保したい。応援職員等の宿泊施設については、基本は受入側ではなく、応援側が確保するものである。しかし、能登半島地震のときには応援側は土地勘がなく、宿泊地から現地までの距離が把握できない状況があったと聞いている。宿泊施設については、市単独で解決できるものではないので、奈良県と協議して、よりよい方法を研究していきたいという答弁がありました。

この答弁を受け、受援施設として物資を保管するだけではなく、そこで職員が事務作業等ができるような施設が必要なので、御所市のような拠点となる施設の建設も検討していただきたいという要望がありました。

ほかの委員から、各大字の公民館等の避難所について耐震化はできているのかという問いがあり、指定緊急避難場所である各大字の公民館等60か所中15か所について耐震化ができていないので、地域防災計画の中でも明記しているという答弁がありました。

この答弁を受け、耐震性のない15か所の公民館等について、従来の補助金だけでは、各地域の負担もあることから進みにくい。先日も南海トラフ地震臨時情報の発表があったので、従来の補助金が交付されるのを待っている場合ではないのではないか、新たな耐震化や建替えのための補助金制度を考える時期に来ていると考えるが、将来的な考え方はという問いに対し、副市長から、指定緊急避難場所である公民館の在り方について、今後葛城市として考えていかなければならない問題である。今後、各地区の避難所はどうあるべきか調査研究していかなければならないと考えているという答弁がありました。

ほかの委員から、當麻小学校の西にある玉ヶ池は小学校の2階より水位が高いが、防災マップでは堤決壊のおそれありと記載されている。同小学校の体育館が指定避難所になっているので、玉ヶ池は耐震等対策はされているのかという問いがあり、市長から、玉ヶ池については懸念があったので、優先して耐震工事を実施した。ため池の耐震化については、随時実施していることをご理解いただきたいという答弁がありました。

ほかの委員から、防災行政無線の屋外スピーカーについて、市内に何か所設置されているのか、市内の屋外であれば、どこにいても聞こえるように設置されているのかという問いが

あり、屋外スピーカーは市内12か所に設置しているという答弁の後、市長から、防災行政無線の設置は六、七年前に実施しており、当初の設置時に全体の事業として戸別受信機を主体として考えるということで、屋外スピーカーについては、ある一定の要件のエリアに限られた部分について設置をした。当初の設置図面を見ることで、どこまでのエリアが聞こえるのか説明はできるという答弁がありました。

この答弁を受け、災害に強い葛城市として、防災行政無線について、当初設置した状態のまままでよいと思っているのか。定期的な見直しも検討願いたいという要望がありました。

また、防災行政無線の外部スピーカーについて複数の委員から、現在の設置場所でいいのか。現在、使用停止しているスピーカーもあるので、一度防災訓練を実施し、確認すべきであるという意見がありました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添えて、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

川村議長 次に、厚生文教常任委員長より報告願います。

14番、藤井本浩議員。

藤井本厚生文教常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告をいたします。

去る9月2日の本会議におきまして、厚生文教常任委員会に付託されました4議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、9月9日午前9時半より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

初めに、就学前児童の保育と教育に関する事項についてであります。

理事者からは、延長保育料の返還状況について、対象となった155世帯、児童数にして178名、合計金額88万1,500円の返還作業が7月末に全て終了したとの報告がございました。

委員からは、返還作業に関して、市民の方の混乱はなかったかという問いに対し、この件に関する問合せは3件あったが、特に混乱などはなかった。返還に至った経緯、事務の流れについては、一定ご理解をいただけたのではないかというふうに感じているとの答弁がありました。

また、ほかの委員からは、条例は延長保育料をゼロ円にするつもりでつくったのか、それとも延長保育料は徴収する目的でつくったのかという問いがあり、国の指針では、保育料が無償になったとしても、延長保育料は取るべきものとして示されていたため、担当課としてもそのとおり従う予定であったはずである。ただ、当時、第2子の保育料の無償化の部分の条例改正に注視していたため、延長保育料のところまで読み碎けなかったのではないかというふうに感じているとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、取るべきものを取っていたが、条例自体は取ってはいけないうことになっていたのでは、返さなくてはいけなくなった。それは、やはり本来市に入るべきものが入ってこなかったということになるのではないか。この責任についてどう考えているのかという問いがあり、市長より、法律的に問題ない。事務的な経緯については、書面にお

いて報告をさせていただきたいとの答弁がございました。

次に、理事者より、當麻せいか子ども園について、開園時は165名の定員に対して70名のスタートであったが、入園希望も多く、4歳児、5歳児の受入予定定員を除く現在の定員が約100名であるのに対し、8月1日の入所状況は80名で、年度途中の入所希望を含めると、年度内には定員に達する見込みであるというふうに伺っている。令和7年度は、園児数が増えることになるので、葛城市にとっても、待機児童対策に大きな力添えをいただいているとの報告があり、委員より若干の質疑がございました。

次に、下水道事業の経営戦略に関する事項についてであります。

初めに、理事者より、第2期の葛城市公共下水道経営戦略の内容について詳細な説明がございました。

委員からは、不明水量12%の原因はとの問いがあり、葛城市は分流式のため、雨水等の浸入は本来ないものであるが、経年的なもので、少し雨水などが入っている箇所がある。以前は不明水量が14%あったが、2%改善しているので、今後も同様の形で、ストックマネジメントにおいて原因を探り、減少に努めたいとの答弁がありました。

ほかの委員からは、一般財源から補てんしている約5億円をないものとした場合、下水道使用料はどのくらいになるのかとの問いがあり、現状の2.5倍程度になるのではないかと考えているとの答弁がございました。

次に、部活動に関する事項についてであります。

理事者より、部活動の地域移行に向けた検討委員会の内容やニーズ調査として行ったアンケート結果などについて報告がございました。

委員からは、個別具体的に土日の試合をどのように取り扱うかなどといった内容は、いつ頃示されるのかとの問いがあり、教育長より、部活動改革については、制度設計をしっかりとしていきたいと考えている。中学校に入学する子どもたちの部活動に支障が出るため、来年の9月頃には制度をしっかりと周知しないといけないと考えているが、制度内容の細かいところをいつ公表できるかというところは、今後委員会で議論をしていく中で決めていきたいと思っているとの答弁がございました。

最後に、葛城市社会福祉協議会事業改善計画に基づく状況報告に関する事項についてであります。

初めに、理事者より、葛城市社会福祉協議会の指定管理事業の状況について報告があり、令和5年の4月から7月と比較すると、令和6年の4月から7月は利用者数、事業収入ともにおおむね増加しているとの説明がありました。

委員からは、利用人数等が増えている要因はとの問いがあり、コロナの影響で減少したことで、全体的に数字が上がったというのはあるが、議会で取り上げていただいた改善計画というところでも、意識づけができた部分が反映されたところも出てきていると思っているとの答弁がありました。

この答弁を受け、具体的にどのような取組を行ったのかとの問いがあり、4月から市の職員が出向し、まず取り組んだのが意識改革である。朝礼、終礼、幹部会議などを定例にして、

常に情報を共有、いろんなことが話し合えるような体制に持っていっている。目に見える部分では、のぼり旗などの設置、管内の分かりづらい動線の周知を増やすなど、まず、できるところから改善していっているとの答弁がありました。

また、ほかの委員からは、収入が上がっているということは忙しくなっているということであると思うが、それに伴った人員の増強などはあるのかとの問いがあり、事業を見て確認しながら、人員配置などを工夫されているようである。また、事業の部分でアルバイトを追加で雇われたと聞いているとの答弁がございました。

また、ほかの委員から、葛城市社会福祉協議会の放課後デイサービス事業で、不正な受給があり、県に1,000万円以上の補助金を返還しなければならないという情報が入っている。事実であるのか。また、事実なら、なぜ議会に報告がないのかとの指摘があり、6月11日に社会福祉協議会の障害福祉サービス事業について、奈良県による運営指導があり、そういう指摘があったことについては確認を取っているが、特に内容の細かい部分について、まだ精査が進んでいない中で、きちんと報告は受けていない状況であるとの答弁がございました。

また、市長より、担当課のほうからも報告は受けており、その事実についても理解をしている。ただ、その内容については、まだ理事会等でも発表していないので、しばらくお待ちいただきたい。理事会で報告を受け、その中でどのように対応するのかということが決まった時点で、報告させていただけると考えているとの答弁がございました。

ほかの委員からは、奈良県は、6月に社会福祉協議会に監査に入られて、8月に社会福祉協議会の通知報告があったのか、もしくは、葛城市に対して監査の結果の報告があったのか、どちらであったのか。また、奈良県からの指摘は具体的にどのようなものものであったのかとの問いがあり、県の指導監査の結果報告は、指導した事業内容について記載されており、市に対して通知が来ている。県の指導内容はいろいろあるが、減算に関する部分としては、放課後デイサービスで決まっている人員配置の中で、利用者が少ないときでも同じ人数の人員を配置しなければならないところ、少ない人員で運営していたということが指摘されたと伺っているとの答弁がありました。

また、これに対し市長より、悪質なものではなく、それをもって事業者指定の取消しなどという事態にはならない。特に人員部分について、県と事業所で認識の差があった。事業は継続しているので、県のほうともそれでよいという判断をいただいているということだと思ふとの答弁がございました。この件については、複数の委員から、しっかりと内容を調査して、再度報告を求める意見があり、委員会として早急に報告を行うように求めました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、また、意見が出されておりますことを付け加えまして、厚生文教常任委員会所管事項の調査報告といたします。

川村議長 次に、会期中に開催されました議会改革特別委員会について、委員長より報告願います。

1番、西川善浩議員。

西川議会改革特別委員長 皆さん、おはようございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、今定例会中に開催いたしました議会改革特別委員会の審査状況についてご報告申し上げます。

委員会につきましては、9月10日午後2時より開催し、議会改革に関する事項として、市

民懇談会について、災害時行動マニュアルの作成についての2つの項目について協議を行いました。

初めに、市民懇談会についてでございます。去る8月24日に開催いたしました市民懇談会について、開催後初めての本委員会の開催ということで、次回開催に向け、反省や検証を行いました。

最初に、運営面について、委員長の報告については、ほぼ時間どおりであったが、市民の皆様からの質疑については、時間取りが少ない、また、質問やその質問に対する回答が長かったという意見がございました。そのほかにも、市民からの質疑応答について、次回開催時には改善が必要という意見が複数ございました。

また、開催に係る広報周知についてでございます。議会だよりに掲載すべきであった。チラシによる周知も必要であったのではないのかという意見があり、次回開催に向けて事前に準備をし、予算の確保も必要であるという意見もございました。そのほかでは、リハーサルを複数回すべきであった。開催時間は2時間でよかったのか、もう少し長くてよかったのではないのか。常任委員会と特別委員会で4つの項目について報告をしたが、もう少し項目を減らして説明したほうがよかったのではないのかという意見がございました。

次に、常任委員会やその特別委員会の報告内容やアンケート調査項目についてでございます。

常任委員会の報告は、行政側の事業内容を説明するだけで、そこにどのように議会が関与して、行政側が議会の意見を受けて、どのように対応したのかをしっかりと説明できていなかった。最初に3分程度でいいので、議会の組織の説明や議会の役割などについて説明すべきであった。委員長が報告をし、質疑にも答えていたが、次回は、議員15人全員が報告または質疑応答に参加できるよう配慮願いたい。アンケートの項目について、今回の報告内容から適正であった。参加者から、アンケートを記載するのに机などなく、書きづらかったという声があったという意見がございました。次回、市民懇談会開催のため、委員皆様のご意見及び参加者からいただきましたアンケート内容については、取りまとめをして、引継ぎしていくことを確認いたしました。

次に、災害時行動マニュアルの作成についてでございます。

本年2月に先進地視察として、神奈川県秦野市議会に伺い、議会議員の災害時の取組や日頃の訓練など、災害時行動マニュアルを作成し、実践されておられる内容について研修をいたしました。ここで学んだことを葛城市議会にも生かしていくため、秦野市を参考にした葛城市議会災害時行動マニュアル案を作成したので、内容説明の後、質疑を行いました。発災時の議員の役割と地域連携や復旧活動の範囲、発災当初の安否確認関係、発災時に設置する葛城市議会災害等対策会議と議員の情報交換の方法などについて質問や意見がありました。

以上でございますが、本定例会中に開催をいたしました審査状況についての報告といたします。

川村議長 本定例会中に開催されました常任委員会所管の調査事項及び特別委員会の審査報告は以上であります。

これより日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。日程第1、認第1号から日程第9、認第9号までの9議案を一括議題といたします。本9議案は決算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

12番、増田順弘議員。

増田決算特別委員長 皆さん、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、去る9月2日の本会議におきまして決算特別委員会に付託をされました認第1号から認第9号までの9議案につき、12日、13日、17日の3日間にわたり委員会を開催し、慎重に審査いたしておりますので、その経過及び結果につきましてご報告を申し上げます。

初めに、認第1号、令和5年度葛城市一般会計決算の認定についてであります。

歳出の総務費では、入札契約監視委員会委員報酬が支出されているが、委員会を開催して、どのような成果があったのかという問いがあり、指名競争入札から一般競争入札に重きを置くようになったほか、今後の改善点として、予定価格の精度向上について指摘もいただいたので、改善に努めていきたいと考えているという答弁がございました。入札契約改革に焦点を当て、委員会の開催の増加、期間の設定などテーマを決め、集中的に取り組むべきと考えている。ぜひ検討いただきたいという要望がありました。

次に、交通安全施設整備事業について、区画線とグリーンベルトの敷設は同時に施行しているのかという問いがあり、なるべく工事費が安価になる同時の発注に心がけているが、場所によっては、区画線やグリーンベルトのみを施工する場合もあるという答弁がありました。

また、別の委員からは、イメージハンプ30枚の設置場所と設置後の効果はという問いがあり、イメージハンプの設置場所は疋田の住宅地周辺の3か所と東室の奈良文化高校の近くである。また、設置後にご近所の方のお話を聞くと、車のスピードが少し遅くなったとのこととで、一定の効果は出ていると感じているという答弁がありました。

この答弁を受け、イメージハンプだけでなく、区画線やグリーンベルトの設置要望を多くの大字から聞いている。市民の声に應えるため、事業費を上げてはどうかという問いがあり、財源の25%は交付金や国庫補助金で補っており、その補助額は年々下がっている状況である。そのような状況において、できるだけ多くの箇所ですべて事業できるように努めており、事業費の執行率は、令和4年度は92%、令和5年度は99%となったという答弁がありました。

また、別の委員からは、通学路の横断歩道や信号もなく、車も減速してくれない場所があり、保護者からハンプの設置の要望があったが、設置は可能かという問いがあり、民家が近くにあるような箇所では車両通行時に大きな音が出るため、設置は難しいという答弁がありました。

次に、固定資産賦課事業について、家屋評価支援事業業務委託の内容についてという問いがあり、新家屋の評価作業において、職員が現地調査した結果の資料を基に固定資産評価基準にのっとり、家屋評価計算を行い、評価額を算出する業務を委託しているほか、評価作業に係る市からの相談に対する助言や回答をいただいているという答弁がございました。

この答弁を受け、職員が評価作業に係るノウハウを維持し続けることも大切であり、業務委託すべきではないと考えるが、市としての業務委託についての考え方はという問いがあり

ました。令和5年度の実績として全206件の評価作業のうち177件を委託しており、残りは職員で作業している。また、業者から提出のあった調査結果についても、職員で内容の確認をしており、職員の業務内容を把握しながら引継ぎはできているという答弁がありました。

次に、民生費では、敬老年金について、令和5年度末の該当者は1,482人、事業費は8,535万円ということであるが、これまでの該当者数と事業費はどのように推移しているのか。また、10年後、2035年には団塊の世代が対象年齢の85歳を迎えるが、支給開始年齢や支給額について、令和5年度時点ではどのような議論がなされているのかという問いに対し、平成26年の支給額は6,313万5,000円、平成30年の支給額は7,487万円、対象者数は1,403名である。敬老年金についてはいろいろなご意見があり、今後どのように進めていくかは、対象者や経費などを勘案し、いろんなシミュレーションをしながら検討している。その中で、例えば月額を支給額や支給年齢の変更などについても考える余地があると思っている。縮小に向けての検討や、逆に全国的にも珍しいことをアピールしていくことなど、財政的な面も含め、慎重に検討していきたいという答弁がありました。

この答弁を受け、ピーク時のシミュレーションでは、大体の金額、人数についてどのように試算をされているのかという問いがあり、団塊の世代が85歳を迎える2035年の該当者は約2,700名、年間支給額は1億5,400万円程度と試算しているという答弁がありました。

また、保育士雇用安定補助金について、保育士の給与補助をやっていただいていると思うが、現場の効果はという問いがあり、保育士雇用安定化補助の実施により、まず、民間保育所施設に勤務する保育士の勤務時間が増加した。また、既に他市で実施をされているという状況もあったため、民間保育所を辞め、転職を考えている方や退職を考えていた方が思いとどまったと聞いている。民間保育所の方からは、マンパワーが確保され、保育内容の充実と待機児童の解消の一助になっているとおっしゃっていただいております、十分効果があったと思っているとの答弁がありました。

また、子ども若者育成支援事業の巡回相談について、相談回数が増加傾向にあるが、主に考えておられる要因はあるか、また、相談件数が増えたということで、臨床心理士や職員の負担や不足は出ていないのかという問いがあり、令和3年度から臨床心理士に対し、保育士、幼稚園の先生、学校の先生と積極的に交流し、行動観察をした内容をお伝えするよう指導している。昨年からは学校と協力し、月に1回の会議を設け、臨床心理士と学校の先生方との子どもたちの様子を共有する時間を必ずつくるよう運用をしており、幼稚園、保育所、学校の先生と臨床心理士の交流がより積極的になったため、相談が増加したと考えている。また、希望がある場合は、必要に応じ、臨床心理士と保護者の方との相談の場をつくっており、そのようなところで相談件数が増えている。確かに臨床心理士の巡回相談の数には限度があるため、緊急性の高いケースについては、巡回相談の枠を外し、センター相談として対応している状況であるという答弁がありました。

次に、衛生費では、産婦人科一次救急負担金について、葛城市には産婦人科がないため、一次救急の産科の所在地はという問いに対し、県内13か所の産婦人科病院による当番制で実施をしており、奈良市で5か所、生駒市で2か所、大和郡山市で1か所、橿原市で1か所、

桜井市3か所、香芝市1か所であるとの答弁がありました。

この答弁に対し、葛城市に産婦人科がないので、かかりつけ医も市外であるというところが大変つらいということをよくお聞きする。誘致も大変であると思うが、誘致とともに病院までの交通費の費用負担に対し、何らかの対策が必要ではないかとの意見がありました。また、妊婦健康診査委託料について、妊婦への受診料の補助があると思うが、初診から補助を受けられるのかという問いに対し、第1回目の受診時の妊娠判断検査に係る費用については、生活保護者の方と非課税の方に関しては無料で受けてもらっている。ただ、他の方に関しては、使えないのが現状であるとの答弁がありました。

この答弁に対し、妊娠が判明した時点で妊婦であると思うので、第1回目の受診の補助についてご検討をいただきたいという要望がありました。

また、地域環境対策支援事業の管理用備品購入について、監視カメラの入手をしたということであるが、どの辺に設置したのか、また、その映像の確認頻度はという問いに対し、監視カメラは4台購入させていただいており、山のそばの不法投棄が特に多い場所に設置をさせていただいている。その結果、不法投棄がなくなったため、現在はチェックしていない。仮に不法投棄があった場合は、当然チェックをさせていただくことになる。成果としては十分にあったと考えているとの答弁がありました。

次に、農林商工費では、農業費、農業振興事業費について様々な団体に補助金を交付しているが、それぞれの目的や効果はという問いがあり、花卉出荷組合補助金、花き振興会補助金、野菜研究会補助金及び夏秋なす生産組合補助金については、葛城市農林業団体運営補助金交付要綱に基づいて、農業の振興を図り、地域の発展と活性化に寄与する農林団体に対し、事業費の円滑な推進と団体の健全な育成を図ることを目的、効果としており、夏秋なす生産組合難病虫防除助成金については、夏秋なすの品質の向上を目指し、病害虫に対する安全な農薬の研究及び発生時期における使用薬剤の研究を行い、生産技術の向上と産地化形成を目指す夏秋なす生産組合に対しての事業の円滑な推進と健全な育成を図ることを目的、効果としているという答弁がございました。

この答弁を受け、農業に対する補助金の交付は、補助金行政という悪い意味合いでよく使われており、個々の農業政策に対し補助金を出すのではなく、補助金を出すことによって、後は生産者に任せる形となっているのではないかと思います。補助金を出して終わりではなく、やはりその時々地域の農業生産のニーズに応えた政策を議論していかないと、地域の農業がどのようなようになっていくのか分からない。補助金の在り方を見直し、機敏に地域の農業者に応えていくようなやり方があるのではないかと思います。検討していただきたいが、市の考え方はという問いに対し、市長より、これまで日本国民のうち農業に従事をされている方の割合が多かったため、補助金行政が行われてきたのではないかと考えている。しかし、時代が変わり、非常に農業が衰退する状況となっており、農業に対する施策の考え方は大きく転換する時期が到来し、それに対する施策を国に訴えていく必要がある。葛城市が独自でできることは限られているが、その中で有効な手段を見つけていきたいという答弁がありました。

次に、土木費では、道路橋りょう費の社会資本整備道路改良事業、地域連携事業費、また

河川費について、それぞれ不用額がかなり出ているが、その理由はという問いがあり、社会資本整備道路改良事業費については、国の補助の枠が空き、3月補正で国からお金をもらった場合、翌年には全て執行しないといけないので、すぐに着工できるよう補正を見込んで、不用額分を準備しているためである。地域連携事業費についても同様の理由である。河川費については、施工中に不慮の工事が発生することが予測され、当初の予算に工事費の幾分か増額を見込んだ予算を持ち、減額補正せずに事業執行したためであるという答弁がありました。

この答弁を受け、その予算計上の方法が適切なのか、他市の状況も調査してほしいという要望がありました。

次に、消防費では、感震ブレーカー設置補助金について、賃貸マンションやアパートに感震ブレーカーを設置した場合でも補助金を受けることができるのか、また、分譲マンションに所有者が設置する場合も補助を受けることができるのかという問いに対し、感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱では、市内に自ら所有する住宅に移住することが条件となっている。賃貸マンションに所有者が感震ブレーカーを設置しても補助金の対象とはならない。分譲マンションに居住している所有者が設置する場合は、補助対象となるという答弁がありました。

この答弁を受け、賃貸住宅の設置についても一定の基準を設け、助成対象となるよう検討いただきたいという要望がありました。

また、ほかの委員からは、感震ブレーカー設置補助金について、予算が66万5,000円に対し決算額が35万100円であるが、新築された方にどのように広報、周知しているのか。また、次年度に向けての取組はという問いに対し、防災イベント時にチラシ等で周知したり、開発業者には開発に係る事前協議の中で、住宅業者に対し補助金制度があることを説明している。お住みになられている方にお知らせいただくことで、周知ができると考えている。より多くの住宅に設置をしたほうがいいので、今後もイベント等で啓発していきたいという答弁がありました。

この答弁を受け、なぜ感震ブレーカーを設置されないのか調査していただきたい。設置の普及に更に努めていただくよう要望がございました。

次に、教育費では、中央公民館運営事業の成果として、定期教室及び定期講座の受講者数をお示しいただいているが、親子で参加する講座などは人気があり、抽せんで外れた方もいると伺っている。そのような状況に対し、どのような対応をしようと考えているのかという問いがあり、各種教室講座については、抽せんで外れた方については、次年度に申込みをいただいたら新規の方として優先させてもらう。開催回数は現状でいっぱいなので、増やすことは厳しい状況であるという答弁がありました。

この答弁を受け、回数を増やすということが難しく、次年度の申込みの際に優先するという対応は理解するが、次年度も定員オーバーで、抽せんで外れる可能性もあるので、少し検討をいただきたいという要望がございました。また、繰越明許で小学校管理費の成果として、新庄北小学校内のトイレの洋式・乾式化ができたとのことだが、市内全体の学校のトイレの

洋式化の状況についてどうなっているのかという問いがあり、市内学校のトイレの洋式化率として、令和5年度末時点で73.39%となっている。学校のトイレ改修では、新庄北小学校が先行をしている。トイレ改修を進めていくに当たっては、各学校の改修履歴を確認し、計画的に行っているという答弁がありました。

この答弁を受け、ほかの委員からは、葛城市の小・中学校、幼稚園、全てのトイレが洋式化になる予定の時期はいつかという問いがあり、基本的には校舎、体育館の屋内トイレで改修を考えており、全体としては50か所で、改修を終えているのが16か所程度である。財源も関係するので確約できるものではないが、計画的にうまくこなせたとしても、七、八年の期間は必要になってくると考えているという答弁がありました。

また、歴史博物館運営事業で所蔵品管理システムサーバー使用料が支出されているが、収納品の管理状況はどうなっているのかという問いがあり、収蔵品管理システムサーバー使用により、電子的に収蔵品の内容等を整理、把握しており、資料の整理または調査が終了し次第、順次システムに入力をしている。システム入力した件数は、古文書類は2,214件、考古資料はコンテナ634箱分、民俗資料は319件となっている。収蔵品の管理については、年に1回、収蔵庫に殺虫剤のようなガスを入れ、中に悪い虫など発生したとしても、資料に悪い影響が出ないようにしているという答弁がありました。

この答弁を受け、収蔵庫はまだ余裕があるのか、また、古文書や古地図についてデータ化し、アーカイブして公開しているのかという問いがあり、収蔵庫の状況については、すぐいっぱいになるということはないが、ほぼ8割が埋まった状況である。アーカイブについては、改正博物館法において博物館の責務の中にアーカイブを作成することと明示されているので、その必要があるが、書類については、所有権が博物館に移管しているもので、その内容が公開して問題ないというようなことをちゃんと確認した上での作業になっていくと考えているという答弁がありました。

この答弁を受け、世代交代の中で、古い家が壊され、どんどん変わっていつている時代なので、重要とされる民俗資料を積極的に収集いただきたいが、所蔵庫の容量が問題であると思われる。市としても、収蔵スペースの確保について検討いただきたいという要望がありました。

次に、公債費についてであります。

公債費については、金利が上がるということが言われているが、今後返還する金額も増加していくのかという問いに対し、当然金利は国の方針で決定をするもので、最近上昇している状況である。金利が上がると金利償還も上がる。新規の起債から10年間は金利は変わらないが、15年以上の起債については10年経過で見直しとなるという答弁がありました。

この答弁を受け、長期にわたって起債することで金利の上昇が考えられるのであれば、繰上償還することはできないのかという問いに対し、借入時には協定を結ぶので、基本的には協定のとおりで繰上償還はしないという答弁がありました。

次に、諸支出金であります。

減債基金について、どのようなときにこの基金を取り崩すのか、また、公共施設整備基金

について、当面の目的、計画があって積み立てているのかという問いに対し、減債基金については、市債の将来の償還に備え、積み立てるもので、直近予測されるのは、當麻複合施設整備事業に係る起債の償還が令和11年頃から大きな元利償還を迎えることになるので、このような大きな起債の償還減債に使う予定である。公共施設整備基金については、公共施設の整備について多額の一般財源が必要となることから、當麻複合施設整備をはじめとする公共事業について、一般財源分に基金を取り崩し、充てようとしているという答弁がありました。

次に、歳入では、市税について収納率が非常に改善しているが、どのような取組をされていたのかという問いがあり、改善要因としては、滞納処分に係る知識や経験が豊富な会計年度任用職員を令和5年度に採用したことと、預貯金や給与を差押えの対象の主軸に切り替えたこと、また、滞納処分に係る基本ルールの設定をしたことが主な要因だと考えているとの答弁がありました。

この答弁を受け、採用された会計年度任用職員は実務経験のある方なのか、また、預貯金や給与の差押えは大変厳しい手段だと思われるが、その手段に至るまでの経緯はという問いがあり、会計年度任用職員については、滞納事務に関わっておられた元県職員の方に、令和5年度から来ていただいている。また、預貯金や給与の差押えに至るまでの経緯については、まず、納期を過ぎた方には、自主納付を促すため、督促状の発送や納税相談を行っている。納税相談では未納額の一括納付を指導しているが、納付が困難な場合、収入、資産や生活状況を相談者から聞き取り、分割納付にも応じるほか、納期内での納付では延滞金が発生しないこと等を認識させ、現年課税については年度内納付、滞納繰越分については分割納付の計画をさせていただいている。さらに、その上で納付がない場合については、収入や資産を調査し、他の処分が可能な財産があれば、差押えを実施しており、なければ適切な執行停止処分等を行っている。なお、差押えに当たっては、差押え予告として文書を発送し、1週間の猶予を与え、自主納付を促すようにしているとの答弁がありました。

この答弁を受け、会計年度任用職員については、経験豊かな方を採用していただくのは、行政水準を高める上でいいことだと思う。預貯金や給与の差押えについては、疾病等で入院を繰り返す方等がいれば、督促状や差押え予告の文書類を確認できない場合があると思う。非常に丁寧な対応をされていると思うが、相手方に連絡が取れず、送付文書にも全く応じない場合については、丁寧に事例を把握し、配慮していただけたらと思うという意見がありました。

次に、市が国家賠償法により代理弁済した件について、現在の状況についてはという問いがあり、令和3年9月、納付通知書を送付したが、本人から市に対し連絡がないことや、令和4年3月に納付催告通知書を送付しているが、納付相談や連絡はない。催告通知書はこれまで、これ以降も送付しており、相手方に到達していることは確認している。令和5年度は納付がなく、決算書では調定額のみ計上となっている。現状としては、近畿圏内に住所登録があることは確認できているが、連絡先が分からず、面会はできていない状況である。そのため、市の顧問弁護士へ相談し、催告書の送付を続けるとともに、本人と面会するため、近畿内の住民登録地へ訪問することを検討しているという答弁がありました。

総括質疑では、これまで団体への補助金交付について質疑を行ってきたが、対象団体に繰越金が発生している場合の対応が異なっているような印象である。市として統一的なルールではないのかという問いがあり、毎年度、予算編成方針に定めている団体補助交付に関する方針において、一定の方針を設け、補助金を交付するものとし、各課へ周知をしている。その方針では3つのパターンがあり、1つ目は、目的に沿った事業執行の結果、次年度へ繰越金が前年度補助金を超える場合につきましては、補助金はしない。2つ目は、目的に沿った事業執行の結果、次年度への繰越金が前年度補助金額以内の場合、補助金額は次年度の予算額から繰越金額を差し引いた額となる。3つ目は、目的に沿った事業執行の結果、次年度への繰越金が発生しない場合、次年度の予算額で交付するというルールで補助金を交付しているという答弁がありました。

この答弁を受け、統一的なルールがあるのは理解したが、間接補助のパターンで多額の繰越金がある場合もあったように思うので、ルールに従って適正な運用を求めたいという意見がありました。

また、土地借上料の算定について、これまでの質疑で路線価、固定資産税課税標準額等を根拠とされているとの答弁があったが、市として統一した基準で算定されているのか、また、契約更改時の土地借上料の見直しも統一に行っているのかという問いがあり、本市において土地借上料の統一した算定基準は定めていない。土地の借上料の算定に当たっては、目的、用途、地目、立地や形状など様々な条件が異なることから、最も合理的な算定方法として、固定資産評価額を参考に算定した金額を基に、双方が協議の上、決定している事案が多いと考えている。土地借上料の見直しは、契約更新時、また契約期間中の一定の期間ごとの双方協議の上、その額を定めるといった規定が契約書中に設けられているという答弁がありました。

この答弁を受け、統一した算定基準がなければ、契約ごとの見直しについても最終的に双方との話し合いということになり、非常に恣意的な部分が出てくるのではないかとこの意見がありました。また、公共施設の中には、例えばクリーンセンターとか火葬場など、地域から嫌悪される施設があるが、それらの地域には、地元大字にお金を支払う金銭給付ではなく、環境やイメージが向上するような公園や集客施設を造って、人が集まる施設にするという現物支給を行うべきではないかと考える。市としてどう考えているのかという質問があり、本市において様々な施設があり、施設を立地するに当たっては、どの施設も行政と地元との話し合いは必要不可欠であると考えている。何度も協議を重ね、地元の皆様の協力を得た事業が可能となる。施設ごとに条件等も違い、その時々で最善の手法で事業は完了しているものと考えているという答弁がありました。

また、市長からは、もし新たに迷惑施設を造ることになるとしても、市にとって有意義な施設がどの程度必要になるのかというのが大きな課題となってくると考えている。高度成長期においてはどこの自治体も人口が増え、また、経済成長していたので、時代の流れとしていろいろな施設を造り、サービス向上を行うということは認知されていたが、人口減少の社会の中で、これらの施設の在り方というものは慎重に検討すべきだと考えている。それは、

社会情勢により大きく変化する事象であるので、どういうやり方をするのかということについては、その時期になって実際に議論を重ねながら、どういう契約を持っていくかを検討することが必要となっていると考えているという答弁がございました。

また、そのほか、委員からは、葛城インターチェンジ周辺には道の駅かつらぎがあり、令和5年度予算で更に整備を行ったしあわせの森公園もある。葛城インターチェンジを起点とし、葛城市全体のまちづくりをどのように生かしていこうと考えているのかという問いがあり、令和5年度に実施した奈良県社会教育センターエリアにおける宿泊需要調査では厳しい分析結果になったものの、このエリアには、ニーズがあれば、宿泊施設の出店に関し検討可能な業者も見受けられる。令和6年度には、葛城インターチェンジ周辺地区まちづくりの基本構想を構築し、そのエリアににぎわいをつくることで、奈良県の西の玄関口として、市をはじめ、奈良県の中南和の活性化につながるものと考えている。また、しあわせの森公園については、道の駅かつらぎとの連携施設の1つとしてナイトタイム観光の推進を検討し、夜間観光スポットのランドマークとしてSNS映えのするフットライト等の展望広場及び階段部を中心にフットライトを設置し、集客力を高めるとともに、誘客の滞在時間の延長を目指すという目的で、ネームサイン及びフットライト設置をしている。ナイトタイム観光としてはこれからだが、ライトアップしたKATSURAGIの文字とそこにつながるフットライトのラインは、夜間にも遠方から見ることができ、葛城市のランドマークとして大きな効果があるとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、ナイトタイム観光については成功を願っているが、しあわせの森公園のフットライト等の整備には多額の費用をかけているので、効果を出していかないといけないと思うが、市長はどのように考えておられるのかという質問があり、市長からは、ナイトタイム観光は葛城市のインターチェンジのまちづくりの在り方とリンクをしたもので、芝桜という観光資源も含め、非常に観光の景観のよいところなので、昼だけではなく、夜も含めたものとなるようにしたいという将来的なイメージを持っている。今でも夜9時までではあるが、階段がLEDの明かりで線が出て、上のほうには小さいがKATSURAGIという文字が白く映っている。これは観光資源としてはすばらしいものになっていると思うが、それだけでは無理があると感じており、一帯の開発に伴って利用方法の議論を重ね、安全対策も含めた考え方を整理していけば、有意義な施設として利用していけるものだと考えているという答弁がありました。

委員からは、費用等を投じているので、これが成果となって現れるよう、引き続きお願いをしたいという要望がありました。

賛成、反対、双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第2号、令和5年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、滞納繰越分に係る滞納者への督促の取組状況はという問いに対し、督促状送付後に、催告書の送付、その後は個別の自主納付があれば応じ、納税相談に来ていただければ、納税相談を行っている。納税相談時には、まず相手の状況を細かく聞き取り、その結果によ

り分納の相談に応じている。納付に応じない場合は、収入資産等を調査し、差押えの実施を行っているとの答弁がありました。

この答弁を受け、納付がない場合、保険証を預かっておられると思うが、納付相談によるものは何件で、保険適用はどうなるのか、また、葛城市は18歳までの医療費助成を行っているが、お子さんの場合の医療機関の受診はどのようになっているのかという問いがあり、納付相談に来庁していただくために、令和6年度では40件の保険証を保管している。来庁の上、納税相談を受けていただいた場合は、3か月の短期の保険証を交付しており、保険証を持たずに受診された場合は、原則は10割負担となる。また、短期証の交付する世帯に18歳までのお子様がいらっしゃる場合は、お子様には1年の保険証をお渡しさせていただいており、世帯の他の方につきましては、3か月の短期証を交付しているという答弁がありました。

賛成、反対、双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第3号、令和5年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、地域支援費の介護予防・生活支援サービス事業についてで、不用額が2,600万円余りとなっているが、主な理由はという問いに対し、主な要因としては2つあり、介護予防生活支援サービス負担金と、介護予防ケアマネジメント負担金である。どちらも当初想定していたより要支援者の認定数が少なく、サービスの利用が減少した。要支援者の減少理由としては、要介護状態になられた方が多かったことと、新規の要支援者の認定の方が少なかったことであり、新規の要支援者の認定が少なかったことということは、介護予防事業がうまくいっていることと考えているという答弁がありました。

この答弁を受け、新規要支援者の数が減ったことについて、予防効果が出たという一方で、要介護者が増えたということであった。要介護者が増えたのなら、予防効果が出たと言えるのかという問いがあり、要介護者が増えていることについては、団塊の世代が75歳を迎えておられ、要支援ではなく要介護へ移られる割合の方が高くなっている傾向があると考えているという答弁がありました。

また、緊急通報体制整備事業について、当初の見込みより少なくなっているということがあるが、緊急時連絡先の登録者数について、もう少し要件を緩めることができないのか、また、対象者のうち、希望者には月に1回、まごころ弁当が配られているということであるが、申込者数という問いに対し、緊急通報装置の協力員は、基本的には3名必要で、社会情勢などを踏まえ、最低2名としているが、令和5年度末で170人が対象となっているが、そのうちまごころ弁当の希望者数は94名であったとの答弁がありました。

この答弁を受け、まごころ弁当の申込者数が対象者数の半分程度であるということ、意外に感じた。緊急時協力員として必要な登録者数が3名から2名になったということも含め、是非地域にも協力を仰ぎ、周知していただきたいとの要望がありました。

賛成、反対、双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第4号、令和5年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてであります。

質問では、葛城市の学校給食において残量はどのぐらいか、また、他市との比較について調査されているのかという問いに対し、残渣量としては、令和3年度が22.39トン、令和4年度が21.33トン、令和5年度が19.5トンと減少してきている。その理由としては、調理時にロスの少ない野菜の選定・使用を行うとともに、給食残渣から児童の嗜好を調査し、献立作成に生かすことで、残渣の減量に努めている。また、学校給食主任会において、小・中学校、幼稚園給食の残渣率を各学校・園にも配付し、なるべく少なくなるように取り組んでいただいている。他市との比較については行っていないという答弁がありました。

また、教育長より、各学校において残渣を減らす取組をされている。ただ、令和5年度については、5月までコロナが2類感染症であったことと、インフルエンザが流行したことなどもあり、学級閉鎖や学校でも欠席者が多数出ているという状況であった。一概に残渣といっても、欠席分の食材がどうしても残ってしまうということがある。欠席がないクラスであれば、基本的にはほとんど完食している状況が多く、残渣は非常に少ないと考えているという答弁がありました。

委員からは、いい取組をされており、残渣もほとんどないと痛感しているが、他と比較して多いのか少ないのか判断できない。今後の取組として、明確に数字を出し、分析していただきたいという要望がありました。

また、ほかの委員からは、材料費が値上がりしているが、どのような工夫をされているのかという問いがあり、保護者の負担を増やすことなく、給食の質、量を落とさず提供するため、令和4年度に引き続き、令和5年度も地方創生臨時交付金を活用させていただき、3,494万2,903円を材料費の増額分に充当している。また、食材については、基本的には見積り合わせを実施することにより、1円でも安く購入できるように努めている。納入・納品業者においても、葛城市の分と他市町村の分を一度にまとめて確保することにより、配送コストを抑えることなどを工夫していただいている。それでも足りない場合については、従来から一般会計からの繰入れも行っているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第5号、令和5年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、霊苑管理料について収入未済額が発生しているが、その内容と令和5年度でどのような対策を講じたのかという問いに対し、収入未済額のうち、現年度分が35件で34万9,800円、過年度分が45件で41万8,350円である。未納者については、9月、12月、3月の年3回、督促状を送付して収納に努めているという答弁がありました。

この答弁を受け、令和5年度において督促状送付をしたことによる成果はという問いがあり、未収金については増減があり、長期の未納者も数名おられるが、督促をしながら話合いをしていきたいという答弁がありました。また、令和5年度は黒字決算となっているが、昨今の墓じまい等社会情勢の変化で、利用される方の変化もあると思うが、今後の見通しについて、現時点ではどのようにお考えなのかという問いに対し、現在、年間20区画ぐらいの返還があるが、ここ数年、葛城市で住宅を購入された方に霊苑に関するチラシを配付している。そのような中で、申込みの数も若干増えてきているように思う。見晴らしのよい場所である

のでアピール等もさせていただきながら、今後も運営を継続していきたいという答弁がありました。

他の委員からは、ここ数年どのような理由で墓地区画を返還されるのかという問いに対し、一番多かったのは、墓守がいなくなったとのことで、ほかには別の墓を購入した、遠方に転出された等であるという答弁がありました。

この答弁を受け、跡取りや墓守がいなくなった等、やむを得ないことだと思うが、このような方が増えてきているので、今後どのように墓地事業を考えていくのか検討が必要であるという意見がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第6号、令和5年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第7号、令和5年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、令和4年10月から2割負担が導入されたが、後期高齢者医療被保険者の窓口負担割合別の人口はという問いに対し、世帯の所得区分に応じ、自己負担割合は1割、2割、3割の3区分に分かれており、1割負担が4,499人、2割負担が1,084人、現役並み3割負担が378人であるという答弁がありました。この答弁に対し、新たに2割負担になられた方が多いと感じた。今後また、窓口負担割合を増やそうという動向になっているので、注視していきたいという意見がありました。

賛成、反対、双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第8号、令和5年度葛城市水道事業会計決算の認定についてであります。

質疑では、令和5年度において有収水量が前年度より多く改善しているが、その理由はという問いに対し、令和4年度には新型コロナウイルスの対策により、8か月分の基本料金の減免を実施したことにより、有収水量が大きく減少した。令和5年度においては、そのような事象はないので改善したという答弁がありました。

他の委員からは、令和5年度は前年度よりも有収率は回復されたものの、過去の数値を見ると、いまだ回復していないと思うが、改善点はどうか考えなのか、また、経常収支比率について、令和4年度から年々悪化しているが、その原因はという問いに対し、令和5年度は有収率は94.59%ということで、昨年度より回復したものの、前回は96%から97%のときもあったので、その状況について検証したところ、昨年夏の異常気象により、給水管の漏水事象が多発しており、8月末時点で131件の漏水事象が発生している。また、夏季の水質維持対策として、浄水が滞留する管末での排水作業を積極的に行っている。これらが影響して、以前のようなところまで回復してきていない状況であり、令和6年度においても漏水事象が多発しており、トリクロロ酢酸対策のため自動排水弁の設置もしているため、97%台までの回復は難しい状況にある。給水管の漏水の原因は、異常気象により地中の給水管が熱せ

られ、強度が低下したことで内圧に耐えられなくなり、漏水が発生している。漏水については、市内の指定公認業者や水道課直営で早急に対応しており、有収率の改善に向け、日々努力をしている。経常収支比率については、住宅開発における給水分担金について、令和4年度までは、その他営業収益の給水分担として収納し、計上していたが、このような会計処理では、開発の区分変更がよく発生する中で区画数が減少した場合、給水分担金を返納する必要があるため、過年度損失修正損から支出することになる。令和5年度においても同様の事案が多く発生をしており、過年度損失修正損の修正が必要となったことから、年度途中に当初納入していただいた給水分担金を一旦流動負債の前受金に計上し、メーターの出庫が発生してから給水分担金に計上する方法に変更したため、水道事業収益が減少したことで経常収支比率についても減少をしているという答弁がありました。

この答弁を受け、異常気象によって給水管が漏水をしているということだが、給水管の材料に問題があるのかという問いがあり、給水管は、口径が13ミリメートル、もしくは20ミリメートルのポリエチレンパイプを使用しており、各家庭のメーターまで布設をしている。下水管工事に伴って、配水管の布設替えをした際、新しい二重構造のポリエチレンパイプに入替えをしている。高度成長期に使用されていたポリエチレンパイプは一層構造で、これが漏水の原因となっている。この一層のポリエチレンパイプは、経年反応によって管の内部が剥離し、管の肉厚が薄くなってしまう。そこに夏の暑さが加わって、管の強度が低下することで漏水が発生しているという答弁がありました。

この答弁を受け、葛城市は、漏水があっても水道課の職員が迅速に駆けつけ、処理をいただいている。今後注視していきたいという意見がありました。

他の委員からは、有収率を改善するためには漏水を防ぐ必要があると思うが、どのような対策が考えられるか、また、給水管の漏水の発見方法はこの問いに対し、給水管については水道本管と違い、布設箇所の特定ができないため、計画的な布設替えは困難である。水道本管を耐震管に布設替えをする際に、できる限りメーターの近くまで管を更新することが対策として考えられることである。給水管の漏水については、路面から水が出ているところを通報していただいているのが現状であるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり認定すべきものと決定をいたしました。

最後に、認第9号、令和5年度葛城市下水道事業会計決算の認定についてであります。

質疑では、他会計補助金について、収益的収支と資本的収支のどちらにも計上されているが、法令の範囲である基準内の補助金と、それ以外である基準外の補助金があると思うが、補助目的も含め、内訳はどういうふうになっているのか、また、事業報告書の業務量で、総有収水量が令和5年度は、前年度と比較して1万6,467立方メートル減少しているが、区域内人口も増加をしており、水洗化人口や水洗化率も増えている状況で、なぜ減少となっているのかという問いに対し、他会計補助金については、一般会計から下水道事業会計に繰り出されているもので、総務省通知に定める地方公営企業繰入金基準に基づく基準内繰入れと、その基準に基づかない基準外繰入れがあり、汚水事業は汚水私費の原則により、下水道使用料で賄っているが、汚水経費の一部や政策的な経費については、一般会計の負担が認められ

ている。これは地方公営企業法第17条の2の経費の負担の原則に基づき、下水道事業を経営する上で必要となっているので繰入れいただいている。葛城市においても、収益的収支について、一般会計負担経費及び分流式下水道に要する経費等については、基準内繰入れとして2億1,768万4,000円を一般会計から繰入れいただいている。基準外繰入れは、主に収入の不足を補うもので、2億3,659万1,000円となっている。資本的収支については、基本的に企業債償還金による費用として賄うもので、基準内繰入れである。令和5年度の総有収水量が昨年度より減少した原因は、一般排水について2,000立方メートルの増、中間排水についても1,000立方メートルの増であったが、工業排水等の排水量である特定排水量について、1万9,000立方メートル減少したためである。特定排水量については、令和3年度から令和4年度に増加をしたが、令和5年度においては令和3年度の状況にまで減少した。原因については不明であるが、工場の稼働率が減少したと推測をしているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定をいたしました。

以上でございます。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、多くの意見、要望が出されたことを申し添えまして、決算特別委員会の報告といたします。

川村議長 以上で決算特別委員長の報告は終わりました。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、認第1号について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 私は、認第1号、令和5年度葛城市一般会計決算の認定に反対する立場から討論いたします。

決算審査の意義は、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、行政の効果を評価し、後年度の予算編成や行政執行に生かすことにあります。議会が決算を不認定にしても収支の効力に影響はありませんが、議会が理由を示して決算を不認定にした場合には、議会が不認定理由の中で指摘した問題点について、市長が必要と認める措置を講じたときには、速やかに当該措置の内容を議会に報告し、公表しなければならないことが、地方自治法第233条に定められております。このようにすることで、議会はその措置に関して議会で審議し、問題点の改善を求めることができます。このことが決算審査の意義であろうと考えます。

さて、今回の決算特別委員会におきまして、私は令和5年度葛城市一般会計決算に条例に違反して徴収された延長保育料が歳入に含まれていることから、使用料についての通知に当たって調定という作業が適正に行われていなかったことを指摘して、行政執行上の問題点、ガバナンスについての措置を求めるべく、決算を不認定にすることを主張いたしました。

しかし、決算特別委員会では、この不適正な執行については、令和6年度第1回定例会における令和6年度葛城市一般会計予算の審議において、返金の措置を取るための予算が計上され、そして延長保育料徴収となった経過が、議会におきましても調査されたことをもって、決算不認定の理由に当たらないという意見が多数でございました。その結果、決算特別委員会におきましては、先ほどの委員長報告にありましたように、認定とするという結論になったわけでありますけれども、私はこの議論の中で、決算審査の意義を議会として確認し、そして論点が明確になったことは有意義であると考えております。

さて、今回の決算審査におきまして、私は補助金交付について集中的に質問いたしました。その中で、まちづくり一括交付金において、広報かつらぎ等の配布に不適切な支出があることを指摘いたしました。広報かつらぎは、毎月平均して1万4,567部発行されていることが、令和5年度決算に係る主要な施策の成果に関する報告書に記載されております。私は委員会の質疑の中で、最も多い月でもどうですかとお聞きしたところ、1万5,000部を超えては発行しておりません。ところが、まちづくり一括交付金として大字に交付された広報かつらぎ等配布事業に対する交付金は、これも先ほど紹介した令和5年度決算に係る主要な施策の成果に関する報告書の中に記載がありますけれども、年、1世帯当たり1,000円、広報等の配布世帯数を1万5,400世帯として、年間1,546万円を執行しております。しかし、広報かつらぎの発行部数は平均して月1万4,567部でありますから、800部余り余分に水増しして、このまちづくり一括交付金が大字に交付されていることになります。これは、私はおかしいのではないかとこのことを指摘いたしました。

さらに、大字によりましては、大字自治会に加入していない住民に広報かつらぎを全く配布していない大字がございます。広報かつらぎの配布対象から最初から省いている。ところが、一括交付金の算定は、住民世帯当たりで交付しておりますから、この分の支払いも交付金の中では算入されているわけであります。私は、これはおかしいと考えております。広報配布という役務に対する対価として、こうした交付金が支払われているわけでありますけれども、この交付金という在り方によって、要は配布の内容がその団体に任されているところに大きな問題があると考えます。本来、市が広報については、責任持って住民に届けるべきだと考えますので、こうした役務に対する対価として支払われるものにつきましては、委託契約を結んで、しっかりとその契約の履行を迫るべきであると私は考えます。したがって、こうした交付金による交付ではなくて、委託契約を結んで、全ての住民を対象として配布をすべきであると考えます。ちなみに、私たちが発行しております葛城市議会だよりにつきましても、広報と一緒に配布されているわけであります。若い方々が多く葛城市に今、転入されてきておられますが、大字自治会に加入されない、そうした若い世帯の方々も多いと聞いております。そういうところにはこの議会だよりも届けられておりません。したがって、私は他市で行っているように、民間事業者に委託するという方法もございますし、または、大字自治会としっかりと業務委託契約を結んで、こうしたところにもしっかりと配布していただくような体制を取るべきであると考えます。支出においても不適切な事務があると考えことから、私は決算を不認定にすべきだと考えております。

また、行政効果の評価に関わってでありますけれども、當麻文化会館複合化の基本設計業務に係る予算の執行が決算で報告されました。令和5年度葛城市一般会計予算審議におきまして、我が党は、當麻庁舎、當麻図書館を閉鎖して、その2つの機能及び文化会館の機能を當麻文化会館をリファイニングすることで1つの施設に集約すること、これには無理があるとして、この予算には反対したところであります。この執行に当たりましては、令和6年度に入りまして、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する調査特別委員会において、基本設計案が報告されたところでもありますけれども、やはり3つの機能を1つの施設にまとめることにおいて、やはり住民の要望に応えることができない無理な設計案であると受け止めました。とりわけ図書館機能を併せ持つ文化施設は、社会教育を目的とする複合施設として、私は合理性があると考えますけれども、しかし、行政の通常の業務のため、教育委員会やこども未来創造部、総合窓口課などのフロアをその中に設けることは、公共施設の目的として拡散してしまい、施設の利用の効果を妨げることになるのではないかと考えます。日曜日や祝日には、図書館や文化会館機能を持つ様々な施設には多くの市民が訪れます。しかし、その土曜、祝日に、言ってみれば庁舎機能のフロアは閉鎖されているということになるわけですから、公共施設の効率的、効果的な利用の点においても私は問題があると考えます。よって行政効果の観点からも、令和5年度葛城市一般会計決算を認定することに反対いたします。

以上をもって反対討論といたします。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

7番、吉村始議員。

吉村議員 認第1号、令和5年度葛城市一般会計決算の認定につきまして、私は賛成の立場で討論いたします。

決算の認定につきましては、賛成ではありますけれども、全く問題ないというわけではありませので、その点につきましては指摘をしておきたいと思います。

今し方、谷原議員から、決算委員会でのことについても言及されながら、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料について、誤った条例をつくって、放置してしまったことで、条例に反して誤徴収があったというような内容の話がございました。本9月定例会の一般質問でも私触れましたけれども、保育料等に関する条例の一部を改正することについて議案が上げられまして、審査されましたのは、今年の3月議会の厚生文教常任委員会でありました。令和5年度決算につきましては、この前ということになります。厚生文教常任委員会の席で市長から、本来であれば延長保育等はいただく形の条例にしておくべきところが、読み違いで抜けてしまったままになったという説明がございました。このことについて、私は2つの問題点があると考えております。2つに分けて考えるべきであると。

1つは、誤った条例をつくってしまったために、結果、条例に反して85万円の誤徴収があって、納入された市民にご迷惑をかけてしまったということでもあります。それについては、市長以下行政は認識をされていて、速やかに対応されたものというふうに理解をしております。

もう一つの問題点ですが、誤った条例をつくってしまって、法令審査会も擦り抜けて、その後5年間にわたって気づかなかったということでございます。こちらがまだおざなりになっているということは指摘しないわけにはいきません。私は、人間誰しもミスをするもので、特定の誰かを責めるのは違うというふうに考えますし、犯人探しをしても、これ意味がないですし、むしろ、個人に責任を押しつけて幕引きを図ると。もしするとすれば、これについては間違いであるというふうに思います。ミスが発生した後、速やかに発見して、速やかに報告、修正できるということが組織として重要であるというふうに考えます。

しかし、事実として5年間、誤った条例に気づかないまま予算を計上し続けてきたというわけであります。予算で、本来、収入として入るべきものを誤徴収として返還している以上、市に損害を与えた可能性が大きいというふうに考えるべきであります。阿古市長は常々、市民負担や市民サービスの公平性をうたっておられますけれども、保育料を徴収する時期としない時期ができてしまったということは、これは公平性にも欠ける問題があるかと思えます。以上の点をおざなりにして、この問題についての対応は済んだとしないというふうに考えるものであります。

しかし、冒頭述べましたように、誤徴収につきましては、令和6年3月議会で議論がなされまして、令和6年度予算で対応していることから、私は、令和5年度葛城市一般会計決算の認定に賛成するものであります。市におかれましては、議長からも調査の申入れがあったとは伺っておりますけれども、先ほど私が述べました問題点への対応を要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

2番、横井議員。

横井議員 私は、今日は予想してなかったのですが、賛成討論を行います。

理事者の皆さん、常識的に見て、今、例えば椅子が20個あります。そのうちの1個が例えば傷があった、もしくは壊れていた。法律用語で言うと瑕疵です。瑕疵があったとして、果たして椅子が1個傷があったからといって、20個の椅子を交換するのでしょうか。私は、1個の瑕疵によって、この一般会計をペケ打つ、反対する、それはいかなげなもんかと思われま

す。

次に、論法を上げます。1つ、実際問題、さきの発言でもあったように、是正処置が行われているのです。完結されているのです。

2つ目、一事不再理の原則というのが法律用語にあります。一事不再理なのです。

3つ目、遡及効禁止の原則というのがあります。遡及効は禁止されているのです。

私はこの大きく3つを取り上げて、瑕疵、ケアレスミスがあったことに対して、これ以上の批判をし、反対することに対して反対であります。それよりは、前向きの姿勢で市民の皆様のために、一般会計予算を今、可決して、賛成側に回り、決算、ごめんなさい。決算を賛成側に回り、正しい行政を進めたい次第であります。理事者の皆さん、どうぞご理解をお願いいたします。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

5 番、杉本議員。

杉本議員 私、この決算の認定について、賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

決算なので、認定事項なので、あくまで僕らが次の予算にできる委員会においても、決算の場でしか言えないことって僕多々言わせていただいたと思います。その次の予算にしっかりと生かしていただきたい。例えば妊婦の初診、1 回目の健診のお金ですよね。妊婦が1 回目の妊娠したときに、そのときの診断料が支払われていると。これはちょっと子育てしやすいまちづくり、単費でも、300人ぐらいですか、予算で子ども生まれる数予想されているのは、これ多分1 回5,000円ぐらいで15万円ぐらいの話になってくるんです。こういうことをしっかり手厚く、僕この前の一般質問でもやらせていただきましたけども、やっぱりそういった細かいことの積み重ねが僕は子育てしやすいまちづくりの本当のゴールやと思うので、次の予算にしっかりと生かしていただきたいと思います。

屋敷山公園のコイのことに對してもそうですね。あれも細かいちっちゃいことですが、やっぱりコイかわいそうですね。ほんで、コイの餌ちゃんと売っていますから。ほんで、コイの餌にパンをあげるのは駄目やという世の中になっているので、そういうことを次の予算に、もっと細かいこと、ほかの委員からも出たと思うので、次の予算にしっかりと反映させていただきたいと思います。

最後にですけども、延長保育の徴収、間違って徴収していたという件に関してなんですけども、やはりこれは僕、何回も言っていますけども、公平性を保つために、もう保育の延長料、ゼロにしてくださいって、もう取らないでいきましょうよという話はずっとさんざんさせてもらっています。ただ、それができないというか、やらはらないので、今回は決算に上がってきているというだけの話なので、これからはしっかりと今後気をつけていただいて、やっていただくしかないかなと思っています。

ただ、最後にもう一つ言いますけども、やはり長い時間、決算で行われた審議というのは、次の予算に生かされるべきであって、その辺は委員会でいろいろ要望等上がっていたと思いますけども、理事者の皆さん、しっかりと心に刻んでいただいて、次の予算を組んでいただきたらと思います。

以上です。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

藤井本議員。

藤井本議員 決算特別委員会の中でも申し上げましたけども、また出てきましたので、同じことを申し上げたいというふうに思います。

延長保育料の条例に誤りがあったというところで、返還をしなければならなくなったというところが問題で、今回の決算特別委員会の中でも大きな議論となったところであります。これについては、やはり間違いというものについては、これは駄目なことですので、事務をしていただく職員の皆さん方、しっかりと今後このようなことのないようにご注意をしていただくようお願いしたいのはもちろんでございますけども、今からちょうど5年前、令和元年度の9月議会で、この間違った条例の改定ということについて、この議場で議論を

したわけでございます。そのときに、もちろん市側がその条例の案をつくって、法令審査会にかけて、そして議会で議論をしたということでございます。そこに間違いがあった。やはり議会にも、チェック機能が果たせなかったということについては、私もそのとき参加しておりました。ここにおられる方も参加されていた方があろうかと思います。皆さん方にご注意してくださいというの、もちろんでございませうけども、今後、我々も議会もこれを教訓として、審議を十分にやっていきたいというふうに教訓としたいというふうに思っております。以上であります。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

松林議員。

松林議員 私は、認第1号、令和5年度葛城市一般会計の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

確かに令和6年度の予算執行において、延長保育料の返還が当局によって適正になされたことが、令和5年度の決算報告書に反映されていない点は一見、問題のように思えるかもしれませんが、これは会計年度が異なるためであり、令和5年度の決算報告書は、令和5年度予算執行に基づいて作成されたものであり、令和6年度の予算執行とは関係ありません。令和6年度、延長保育料の返還がなされた事実は、令和6年度の決算報告書で適正に処理されるべきものであります。令和5年度の決算報告書は、令和5年度の予算執行状況を正確に反映しており、会計上の問題はありません。令和5年度の決算報告書は、令和5年度の予算執行を正確に反映したものであり、会議の承認に値するものであると確信をいたします。また、先ほどの広報かつらぎの件ですけれども、大字自治会に参加されていない方々に対しても、全ての市民に配布するようにと、このような事例があれば、配布するように指導するとの旨の答弁もあったかのように思います。

したがって、認第1号、令和5年度葛城市一般会計認定についての賛成をいたします。以上です。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

8番、奥本佳史議員。

奥本議員 私は、令和5年度葛城市一般会計決算の認定について、賛成の立場から討論させていただきます。

多々個別のことを議員の皆さん、おっしゃいましたけど、私まず総括として、賛成理由を2つ申し上げます。

まず1つは、令和5年度決算において、非常に厳しい予算内におきまして、いろいろ理事者の方、工夫されまして、財政調整基金は取崩しなしだったと。その残額として24.5億円が確保されるに至った、これがまず1点。

2点目として、収納率、これのアップです。収納に関する知識、経験を有する元県職員の方を会計年度任用職員として採用された。それに伴って、滞納ルール明確化、それから相談体制、分割納付の相談、それから最終的には差押えという、それに至るところをはっきりさせていただいて、その知識を職員に共有されている。これによって収納率がアップした。

この2点をもって、私は健全な財政運営に取り組まれているというところを評価したく、これで賛成理由とさせていただきますと思います。

ただ1つ、意見として申し上げたいのが、今回、私、決算の委員としては入っていませんでした。ですので、意見を言う場がないので、ここであえて申し上げます。谷原議員、先ほども補助金交付のことをおっしゃいました。ただ、今回の反対討論の中で触れていらっしやいませんでしたけども、3月度の予算の令和6年度予算のときにもお話しされました。迷惑施設、NIMBYといいます。Not In My Backyard。これ世界共通で、迷惑施設をされるところは自分の裏庭には持ってきてほしくない。これはもう全世界共通なんです。それに対するところをこの補助金のところで絡めておっしゃいました。具体的には大字の協力費。協力費の話ですけども、3月のときは、一般市民の方が不公平だと。不公平というキーワードを出されました。これはおかしいということで、3月予算のところでは私、討議させていただきました。今回は不公平というキーワードが出ませんでしたけども、代わりに現物給付にしたかどうかという提案をされております。具体的に當麻のクリーンセンターという話が出ましたので、私申し上げますけれども、そしたら、ここで現物給付として電柱の地中化、無電柱化というのを提案されましたけども、国交省の試算というか、これもう出ているんですけども、1キロメートル当たり3.5億円かかる。今ちょうど當麻寺の参道、駅から當麻寺までは1.1キロメートルなんです。3.5億円かかるんですけども、今、大字交付金800万円に対して、これはおかしい、不公平だという話をされました。地中化するのであれば、その予算をどういうふうに捻出されるんですかということです。

それから、し尿の中継槽、これに関わって、過去、葛城市、旧の新庄町はそういうふうの協力金ですか、もらっていないとおっしゃいましたけど、これ過去、私ずっと議事録遡って調べました。すると、理事者の中でこういうご答弁ありました。旧新庄町の時代には確かになかった。ところが葛城市になって、旧新庄地区の中継槽のところの持っている大字に交付されておりましたという答弁ありました。それと、旧の新庄のクリーンセンター、ここに対して、一部の農家に対して、農作物の残渣の処理料という形で、それを請け負ってお金を出されております。これは言ってみれば、形を変えた協力金なんですよ。だからそういった形で、やはりその辺のことを詳しく知らないうちに、新庄はないから當麻はこれ不公平だって、これ話やっぱおかしいと思います。

なおかつ、これも3月、私申し上げましたけども、やはりこういう迷惑施設というのは、そもそもは全大字、全市民の間で議論されるべきなんです。されてないんですよ。この辺のところ、過去、藤井本議員もそういう一般質問されていることもありましたけども、いろんなところで研究者が、この辺の市の行政の取組方に対して指摘されたりとか、評価されております。やはりその辺りが、もう過去言ってみれば、非常にまだまだ不足している面があったと思います。ところが、やはり行政として、そのときのその時々々に最適な判断をされています。阿古市長、このとき、9月17日のご答弁で、過去の話は過去の行政の中で解消されているものであると。現金給付、現物給付というのは、両方在り得るべきものと考えるというご答弁されております。まさしく私、このとおりだと思うんです。今現状、これは現金給付

がおかしい。おかしいかもしれませんが、ただ、それを受け取っていらっしゃる大字は苦渋の選択で受け取っていらっしゃるんです。受け入れるに当たって、さんざん議論されております。もう子どもも含めて、これでいいのかどうか。当時の行政の長も1軒1軒訪ねて回って、説得されました。最終的にクリーンセンターの場合は、将来世代に負担を残したくない。子や孫のために負担をかけたくない。この一点で賛成されて受け入れられているんです。いろんな経緯があって、金額の多寡というのも違うんです。その辺の事情はやっぱり踏まえた上で、こういう形は議論していかないと。軽々しく、一般市民の方がこうやっている、こう言っている、そういう形でこういうふうな反対理由に持ってきてほしくないんです。またこれ補助金とは違う話ですね、協力金というのは。やはり、そういうことをおっしゃるのであれば、そろそろ本当にもう白紙に戻して、全ての大字で受け入れてもらったらどうですか。代わりの人を呼ぶ施設、集客施設、おっしゃるのであれば、今現状そしたら、山麓公園、市民の方どれくらい使われていますか。市外の方多いと思いますよ。これは葛清協でやっているゴロゴロ広場もそうです、御所の。市外の方のほうが多いんです。市外の方が来る施設のために、市民の税金あてがうんですか、そこに。その負担を誰がするんですか。やっぱりその理屈おかしいと思います。個々にやっぱり過去の議会においても、その辺議論があって、そういう質問も出て、なおかつ、その中で地元との協議を得て、こういう話が出来上がっているわけです。ですから、それを白紙に戻そう、おかしいと言うのであれば、それをもう一回最初からやるべきです。それを飛ばした上で、軽々しく反対というのは、これはおかしいと思います。

以上、これ私の意見として申し上げます。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

(「発言の訂正を求めます」の声あり)

川村議長 訂正は許可いたします。

谷原議員。

谷原議員

----- (削 除) -----

川村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第1号を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

川村議長 ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、認第1号は認定することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開時刻は午後1時30分、再開いたします。

休 憩 午後0時14分

再 開 午後1時30分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、認第2号について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 認第2号、令和5年度葛城市国民健康保険特別会計の決算の認定に反対の立場から討論します。

奈良県国民健康保険県単位化によって、葛城市の国民健康保険税は、令和6年度に奈良県統一保険税水準に合わせるということで、毎年、国保税を引き上げてまいりました。令和4年度までは毎年4.5%、当初の計画どおり引き上げてきたわけでありすけれども、この令和5年度の葛城市国民健康保険特別会計におきましては、被保険者1人当たり7.4%に上る大幅な引上げとなりました。これは当初の見込みから大きく保険税が上のほうにぶれてしまったわけでありす。私は当初の見込み4.5%で引き上げていくという、こうした負担の見込み違いを被保険者の負担とする、こうした決算を認めるわけにはいきません。高過ぎる国保税のために国保を脱退する人が増えたために、こうした保険税の引上げが必要となったものであります。その結果、大幅な国保税の引上げによって、更に国保制度から脱退する人が増えるという悪循環が今起きております。まさに国保は危機的な状況となっております。こうした国保制度を維持するためには、基本的には、全国の知事会などが毎年国に要望していますように、公費を国保制度にしっかりと投資をしなければ維持できない状況となってきております。

また、国保制度におきましては、子どもの均等割というものがございます。子ども1人当たりに係るこの均等割というのは、一般の社会保険制度では、これは扶養家族として子どもの負担は発生しておりませんけれども、国保制度におきましては、子どもがいるということが大きな国保税負担となっているということで、これにつきましては、未就学児については、国のほうが半分補助するというので、制度的に今改善は見られているところでありますけれども、やはり子どもの均等割を少なくすることで国保税の負担を軽くしていく。このことも大きな課題になっていると考えます。地方自治体におきましては、独自に子どもの均等割をなくすということも出ております。葛城市においても、今後、こうした施策を工夫されることを求めまして、反対討論とします。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

14番、藤井本議員。

藤井本議員 私は賛成討論をさせていただきたいと思います。

もう国保という国民皆保険の中でこの国保の制度ができて、60年という年月がたちました。

ここに来て、非常に厳しい財政の中で運営をされている、構造的な問題というものが指摘されています。その指摘されている部分というのは、少子高齢化ということで、いわゆる医療費をよく使う高齢者が増えているという部分と、加入者が減っていつている。また、医療そのものの技術の向上によって医療費が高くなっている。そういった技術の向上により高くなっているというところら辺で、収支バランスが非常に崩れているという、これは今も反対討論の中でありましたけども、市だけで解決できるものではなく、やはり国・県を含めて改善をしていかなければならない部分であろうかと思います。しかし、世界に誇る国民全員が保険に入るといふこの制度、安心して医療を受けられるといふこの制度については、これを崩すわけにはいかないところであります。今後におきまして、特定健診また保健指導、そういったものにしっかりとご尽力をいただいて、そしてまた、低所得者に対する対応というものも忘れず、対応していただくことをお願いをして、賛成討論といたします。

以上です。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第2号を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

川村議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成多数であります。よって、認第2号は認定することに決定いたしました。

日程第3、認第3号について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原議員。

谷原議員 認第3号、令和5年度葛城市介護保険特別会計決算の認定に反対の立場から討論いたします。

第8期介護保険計画最終年の令和5年度葛城市介護保険特別会計の決算となります。1期3年間でありますから、最終年度の実質収支は赤字になるところが常でありましたけれども、今回はコロナ禍による介護サービス給付費の減少により、実質収支は1,143万8,000円の黒字となりました。このため、第9期介護保険計画におきましては、介護保険料の基準月額が引き下げられたところでもあります。また、任意事業の家族介護支援事業の中の家族介護用品支給事業、すなわち在宅高齢者の紙おむつの支給において、令和2年に支給要件が厳しくなり、令和5年度の葛城市介護保険特別会計決算においても同様でございましたけれども、これにつきましては、令和5年度第4回定例会に支給要件緩和を求める請願書が市議会に出されま

して、そして議会で審議を重ね、令和6年度予算から支給要件の緩和が実現しているところでもあります。令和5年度葛城市介護保険特別会計決算においては、支給要件が厳しいままの決算ではありますが、これについては、既に改善の措置が取られたものと感謝申し上げます。

しかしながら、介護保険制度におきましては、公費負担が5割、国民の負担が5割ということが定められているために、介護サービス給付について、この給付費が上昇するにつれて、介護保険特別会計の悪化を防ぐために、介護保険料の引上げが行われてきました。また、所得が低いために、介護保険料の普通徴収となっている被保険者には、介護保険料を支払うことができない大変困難な人も多くいます。介護保険料の場合は国民健康保険税と違って、支払わなければ10割負担ということで、直ちに介護給付を受けることが困難になってしまいます。また、介護サービス費を払うためには所得が低過ぎて利用できないという方もたくさんおられます。まさに介護保険料を払っているのに、サービスを受けることができないという方もいらっしゃるわけであります。私自身、日本共産党はこの公費負担5割、国民負担5割の枠組みを変えない限り、この介護保険制度、なかなか全ての国民が利用するという制度にならないというふうに考えます。葛城市におきましては、この間、改善が行われてきたものもありますけれども、根本的な解決を行うために、この制度の在り方について反対であるがゆえに、今回の決算についても認定に反対いたします。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

2番、横井議員。

横井議員 今回もまた突発的に発言いたすことになりましたけど、私は賛成の立場でお答えします。

先ほどは、皆さんには椅子の数で言いましたが、今回あえて車に例えましょう。車に傷があった。瑕疵ですね。だけど塗装し直した。もうこんで是正措置は完了です。それをあえて一部分のことに對して全体をペケ打つような行為は、私、反対であります。今回賛成で討論いたします。よろしくお願いします。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

松林議員。

松林議員 私は、認第3号、令和5年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

介護保険特別会計は、高齢化社会における重要な社会保障制度です。高齢者の増加に伴い、介護が必要となる方も増え続けており、その費用負担は社会全体で考えていく必要があります。介護保険特別会計は、介護サービスの利用者負担を軽減し、誰もが安心して介護を受けられる環境を整備する役割を担っております。また、介護従事者の待遇改善や人材育成にも貢献することで、質の高い介護サービスの提供を可能にする基盤となります。介護保険特別会計は高齢者の尊厳と自立した生活を支えるとともに、社会全体で介護を支え合う仕組みを構築するための重要な財源です。その必要性を理解し、制度の維持と発展に積極的に貢献していく必要があります。したがって、認第3号、令和5年度葛城市介護保険特別会計決算の認定については賛成をいたします。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、認第3号を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

川村議長 ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、認第3号は認定することに決定いたしました。

日程第4、認第4号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、認第4号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、認第4号は認定することに決定いたしました。

日程第5、認第5号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、認第5号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、認第5号は認定することに決定いたしました。

日程第6、認第6号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、認第6号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、認第6号は認定することに決定いたしました。

日程第7、認第7号について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原議員。

谷原議員 認第7号、令和5年度後期高齢者医療特別会計決算に反対の立場から討論いたします。

後期高齢者医療保険料は2年に一度の改定のたびにこれまで引き上げられてまいりました。その在り方については、予算の際にも反対として明らかにしたわけでありますけれども、今回の決算につきましては、この改定された保険料に基づく決算となっております。後期高齢者医療保険制度は、75歳以上の高齢者を全て、それまで加入していた健康保険組合や、あるいは共済組合、あるいは国民健康保険制度から引き離して、高齢者のみ1つの保険制度に加入される、大変差別的なものだと考えております。公費50%、そして国民負担がやはりこれも50%というふうに定められており、とりわけ現役世代の医療保険料にこの後期高齢者医療保険支援金が上乗せされて負担になっていることとか、医療費の在り方について、支援という形で世代間の協力ということが言われているわけでありますけれども、そのこと自体が新たに世代間対立を生み出す原因にもなっております。

また、医療給付におきましては、現役並み所得者は3割負担、その他の被保険者は1割負担でありましたが、令和4年10月から現役並みではないけれども一定の所得以上の被保険者については、窓口では2割負担ということが導入されました。令和5年度からこのことが通年実施となっており、政府の統計でも受診抑制が生まれていることが明らかになっております。つまり、この2割負担を導入することで受診が抑制され、さらにはこうしたことで悪化し、重篤になって医療機関にかかるということが起きてきているわけであります。今後更に子ども子育て支援金の上乗せ分が入ってきたり、3割負担の被保険者の拡大など、ますます高齢者の負担を強いる方向に後期高齢者医療制度は進んできております。先ほど言いましたように、高齢者世代と現役世代を対立するような世論もつくり出されてきています。しかし、現役世代も必ず高齢者となります。更に言えば、日本の人口減少は、高齢化率が上昇しながら人口が減少するという大変厳しい状況になるわけでありますから、今後とも、後期高齢者医療の在り方について、同じようなやり方でいけば、更に将来世代は大変なことになるということは明らかであります。抜本的には国の公費負担を増やすことにおいて、この制度的解決することなしにこの問題を解決することができないと考えております。

最後になりますけれども、先ほど来から賛成意見の中に、一部をもって不適切とすることで、全体の不認定はふさわしくないのではないかというご意見をいただきますけれども、決算審査というのは予算審査と違って、その一部のみを修正することはできません。つまり、一部をもって全体を不認定とせざるを得ない制度になっておりますので、そのことはご理解いただきたいと思いますし、また、決算を不認定にしても、収支の効果には影響がないものとされておりますから、決算審査の在り方に重みを持たすために、一部不適切なものがあれば不認定にして、そして市長の措置を求めるということで、地方自治法が改正された

ところでありますから、決算審査の内実を伴うために、この認定、不認定というのは一つをもっても、きちっと行っていくことが大切であるということを申し上げて、反対討論といたします。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

2 番、横井議員。

横井議員 私は、今回も賛成の立場であえて申し上げます。

是正処置がされているのです。一事不再議の原則、そして遡及効禁止の原則、これを一部をもって部分集合の小をもって大までペケをする、それは果たして私たちの議会としての選択肢として、果たしていいものであるものでありましようか。やはり、日本国は議会制民主主義でございます。民意であります。一部の瑕疵をもって全体をペケする、これではなく、やはり民意を尊重するのが我々の立場だと考える次第であります。理事者の皆さん、よろしくをお願いします。賛成でございます。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

松林議員。

松林議員 私は、認第 7 号、令和 5 年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定に賛成の立場で討論をさせていただきます。

後期高齢者医療保険制度は75歳以上の高齢者を対象とした公的な医療保険制度です。高齢者は病気やけがをしやすく、医療費が高額になる傾向があります。後期高齢者医療保険制度は高齢者が安心して医療を受けられるよう、医療費負担を軽減する役割を担っております。具体的には、後期高齢者医療保険制度は、医療費の自己負担割合を抑えることで、高齢者の医療費負担を軽減しています。また、制度を通して高齢者の健康状態の把握や健康増進のための取組を進めることで、高齢者の健康寿命の延伸にも貢献をしております。さらに、後期高齢者医療保険制度は、高齢者の医療費負担を軽減することで、高齢者の生活の質の向上に貢献をしております。安心して医療を受けられることで、高齢者が健康的な生活を送ることができ、社会参加も促進されます。後期高齢者医療保険制度は高齢者の健康と生活の質を維持するための重要な制度です。

したがいまして、私は認第 7 号、令和 5 年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定に賛成をいたします。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第 7 号を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

川村議長 ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、認第7号は認定することに決定いたしました。

日程第8、認第8号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第8号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、認第8号は認定することに決定いたしました。

日程第9、認第9号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第9号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、認第9号は認定することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後1時53分

再 開 午後1時59分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第10、議第46号議案を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

7番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長 ただいま上程されております議第46号、葛城市税条例の一部を改正することについて、総務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、固定資産税の浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置について、住宅開発や小売店舗等に雨水貯留浸透施設が設置された際、県知事に認定されれば特例措置の対象となるのかという問いがあり、今回の特例措置については、現在、全国でも事例がなく、奈良県においても認定基準を定めるための計画を策定しているところであると聞いている。住宅開発に伴う調整池については、葛城市に帰属されているものは非課税となっているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でございますが、このほかにも委員から質疑がなされていることを申し添えて、総務建設常任委員会の報告といたします。

川村議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第46号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第46号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議第47号から日程第14、議第50号までの4議案を一括議題といたします。

本4議案は、厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

14番、藤井本議員。

藤井本厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第47号、議第48号、議第49号、議第50号の計4議案について、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第47号、葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、現在マイナンバーカードを取得されている方のうち、国民健康保険証とひもづけされている人は何人ぐらいおられるのか、また、資格確認書の取得には申請が必要なのかという問いがあり、葛城市の国民健康保険でマイナ保険証に登録されている方の割合は、令和6年6月診療分で62%、まだ登録されていない方は約2,700人である。マイナ保険証を持っていない方及びマイナンバーカードを持っていない方には資格確認書を送付することになっており、申請は必要なく、職権で交付するとの答弁がありました。

また、ほかの委員からは、今の保険証は令和7年7月まで使えるということであるが、既にマイナンバーカードとひもづけし、マイナ保険証を持っている場合と、紙の保険証との併用はできるのかという問いがあり、令和7年7月31日までは保険証は有効であるので、保険証を提示しても、マイナ保険証を提示しても、どちらでも利用できるとの答弁がございました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第48号、奈良広域水質検査センター組合規約の変更について、議第49号、奈良広

域水質検査センター組合の解散について、議第50号、奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分についての3議案については、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いました。

質疑では、組合を解散し、企業団に事業を継承するということであったが、それに至った経緯は、また、ほかの方法はなかったのかという問いがあり、経緯については、企業団に参加する団体は、その企業団内部に水質検査組織をつくるため、そこで検査を実施する。一方、参加しない葛城市と簡易水道事業を行っている11の村は、水質検査をどうするかという協議が行われ、結果、企業団に委ねるところで決着をした。本市においても、民間委託する方法や、奈良市に協力をお願いする方法など検討したが、費用面でも結果的にこちらのほうが有利であるということで決定をしたとの答弁がございました。

この答弁を受け、ほかの都道府県でも企業団で水質検査業務をされているのかという問いがあり、企業団を設立されているところについては、その企業の中に水質検査部門が設けられ、そこで検査されているというケースがある。また、検査項目にもよるが、民間の水質検査機関に委託されているケースや、保健所などに依頼するケースがあるとの答弁がございました。

また、ほかの委員からは、奈良市も葛城市と同じく企業団に委託するのかという問いがあり、奈良市については、水質検査部門をお持ちなので、自前で検査され、一部どうしてもできない部分については民間に委託すると聞いているとの答弁がありました。

3議案ともに討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございます。

川村議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第11、議第47号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第47号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第47号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議第48号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第48号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第48号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議第49号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第49号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第49号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議第50号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第50号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第50号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議第52号から日程第17、議第54号までの3議案を一括議題といたします。
本3議案は、予算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

14番、藤井本浩議員。

藤井本予算特別委員長 議長のお許しを得まして、ご報告をいたします。

去る9月2日の本会議におきまして、予算特別委員会に付託されました議第52号から議第54号までの3議案につきまして、9月10日午前9時半より委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第52号、令和6年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決についてであります。

質疑では、まず、民生費で工事請負費682万円の内容はという問いがあり、福祉総合ステ

ーションに設置している複合火災受信機が火災感知器から送られる信号を受信できなくなっており、防火シャッターの開閉や空調の停止などに不具合が生じていることが定期点検の際に判明し、人命にも関わるため、補正予算に計上し、機器を入れ替えるものであるとの答弁がございました。

この答弁を受け、別の委員から、この補正額の財源内容はどういう問いがあり、機械の更新のため、防災対策事業債を活用しており、充当率は75%で、交付税措置率は30%であるという答弁がありました。

また、別の委員から、現在も故障しているなら、防災に関することなので、今定例会の補正予算として計上するよりも前に専決で対応すべきではなかったのかという問いがあり、市長より、実は行政内部でも専決について検討したが、9月定例会の時期が近かったことから、補正予算として計上すべきと判断をしたためである。これからは専決について前向きに考えていきたいという答弁がありました。

この答弁を受け、災害はいつ起こるか分からないので、この故障中に災害が起こると目も当てられないと思う。一日でも早くできるように努めていただきたいという意見がありました。

次に、生活保護システム改修委託料について、システムの改修の理由はどういう問いがあり、システムの改修の理由について、令和6年3月の国の会議にて示された制度の改正によるものであり、1点目は、就労した際に生活保護を必要としなくなった場合に、就労自立給付金を給付する制度について、就労する本人の状況に応じた給付金額に拡充されるものであり、2点目は、生活保護世帯の子どもが高校卒業後に就職する際に、新生活の立ち上げ費用に対する支援として、就職準備給付金を給付するという新たな制度の実施によるものであるという答弁がありました。

次に、介護保険料助成費繰出金の補正理由はという問いがあり、令和5年度の低所得者保険料軽減対象者の人数が確定し、国・県低所得者保険料軽減負担金精算処理による追加交付を受け、市の負担分と合わせて介護保険特別会計に追加の繰出しをするものである。負担割合は、国2分の1、県4分の1、市4分の1となっており、国が98万220円、県と市が49万110円ずつであり、国と県との追加交付については、過年度収入で受けているという答弁がございました。

次に、衛生費では、母子保健事業の産後ケア事業委託料について、委託先が何か所かあると思うが、均等に割り振りができているのか、また、増額の理由はという問いがあり、現在、委託先は8か所あり、割り振りについては、時期や利用者の希望により均等に行えていないが、委託金額については、通所型、訪問型、宿泊型、それぞれの型ごとに同額で委託している現状である。また、増額の理由については、当初、令和5年度と同等の利用者60人を見込んでいたが、令和6年4月から6月までの間での利用者が25名となったことで、令和6年度の利用者が100人と見込まれるためであるという答弁がありました。

また、別の委員から、市内事業者に委託していないとのことだが、その理由はという問いがあり、市内で1か所の事業所を把握しているが、訪問型、通所型の事業所で受皿として十

分に足りているため、契約をしていない状況であるという答弁がありました。

また、別の委員から、申込者1人につき何回利用できるのかという問いがあり、利用できる日数は、宿泊型は6泊7日で、通所型、訪問型は7日と定めているという答弁がありました。

この答弁を受け、それ以上に支援を必要とされる方がいれば、どのように対応しているのか、また、他の機関との連携はという問いがあり、市長が特に必要と認めた場合においては、1年を超えた延長や回数の増加ができるように要綱で定めているが、実際に1年を超えて利用が必要と認めた方はおられない。また、連携については、こども・若者家庭センターとしており、出産・子育て期を一貫して身近で相談に応じることとしているという答弁がありました。

この答弁を受け、今まで分かれていた機関が1つの機関となった。総合的に見ていただける安心感がある一方、今までの業務のやり方が常態化して、連携が十分に取れていないのではない心配であるという意見がございました。

次に、歳入のまち・ひと・しごとの創生寄附活用事業寄附金についてどのように活用されているのかという問いがあり、寄附者から申出により、子育てに係る各種支援取組を通じた人口増加事業に充当するという答弁がありました。

この答弁を受け、企業版ふるさと納税は、まず寄附することによって、通常の損金算入3割、企業版ふるさと納税の税額控除3割、ふるさと納税の減税額3割となっており、合計で9割を損金扱いにできる。企業にとって非常にメリットがある。制度の当初に遡ると、総合戦略に関わる地域再生計画に企業の寄附を募るという目的があるが、葛城市は人材派遣型のふるさと納税しか適用されていない。まちづくりを考えた場合、このような有利な制度を利用して、積極的に企業に向けてアイデアを提示していかなければならないと思うが、市の考え方はという問いがあり、市長から、まちづくりは総合戦略であり、分野も多岐にわたるため、バランスを取りながらまちづくりを進めていきたいと考えている。現在は、子育てしやすいまち、住みやすいまちとアピールは全国的にもできているので、各企業に対して取組の提案は伺っていないという答弁がございました。

この答弁を受け、この制度を利用すれば、子育て施策等も充実でき、もっと葛城市に住んでみたいと思えるようなまちにできる政策なので、積極的に使っていないと非常にもったいない。また、寄附金額の補正予算でその都度計上するのではなく、当初予算からこれだけの寄附を募るという意気込みを本来載せるべきだと思う。この制度にも期限があるので、活用できるうちに活用していただきたいという意見がございました。

次に、債務負担行為補正、ふるさと応援寄附業務委託について、なぜ令和6年度までに委託について精査できていない時期に債務負担行為を設定するのかという問いがあり、公募型プロポーザルによる業者の選定を考えており、12月定例会では準備に間に合わないことや、9月定例会において令和5年度決算が出たことから、この時期に適切だと判断したためであるという答弁がありました。

この答弁を受け、業務委託の限度額1億9,500万円の根拠はという問いがあり、令和7年

度から令和9年度の寄附予想額の合計の半分であるという答弁がありました。

また、別の委員から、令和7年度から令和9年度の市民のふるさと納税による市民税への影響額はどれくらい見込んでいるのかという問いがあり、ふるさと納税に係る市民税の影響額については、令和5年度分では、他市への寄附総額が1億6,518万5,000円で、市民税の控除額としての影響額は7,858万6,000円である。市民税控除額の75%が普通交付税により補われるため、実質の市民税減収分としては1,964万6,500円となる。令和6年度分では、現在把握しているのが、市外への寄附総額が1億8,700万円程度で、影響額としては8,869万5,000円となっており、全体としては2,000万円程度の市税の減収を見込んでいる。また、令和5年度でかかった経費が決済手数料などの業務委託料でおよそ4,700万円程度であり、寄附でいただいているのが9,079万9,000円であるため、2,300万円程度のプラスになる。今後も同様の推移でいけるのではないかと見込んでいるとの答弁がございました。

また、別の委員から、葛城市も具体的な使い道を示していけば、寄附の増加につながるのではないかと。ポータルサイトの実績報告をする箇所があるが、どこの自治体を見てもあまりされていない。具体的に使い道を示し、実績報告も行っていけば、賛同される方はたくさん出てくるのではないかとという意見がございました。

また、別の委員から、今はクラウドファンディングのような形で何らかの志に寄附したいという方も非常に多い。ふるさと応援寄附業務委託事業でプロポーザルを実施されているときに、葛城市の資源や特色を生かした取組に使えるよう、寄附の際、その使い道を示せるように仕様書に入れていただきたいという要望がございました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第53号、令和6年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑では、今回の補正予算で、12月2日以降の保険証廃止に伴う加入者情報送付に係る費用等を計上しているが、それ以降は具体的にどのようなになるのか、また、資格確認書はマイナ保険証を持っている人だけに届けられるのか、それとも保険証を持っていない人にも届けられるのかという問いがあり、国民健康保険に限ってであるが、現在交付している保険証は8月1日から来年7月31日まで有効であり、12月2日以降もお使いいただける。しかし、従来の保険証は令和6年12月2日に廃止されるため、今年度が保険証の最後の送付となる。医療保険者が把握している加入者情報をお知らせし、情報の正確性を担保して、安心してマイナ保険証を利用していただけるようにするため、資格情報のお知らせを今年10月末までに国民健康保険の被保険者全員にお送りする。マイナ保険証をお持ちでない方については、被保険者の資格を証明するために資格確認書というものを発送する予定になっており、マイナ保険証がなくても、この資格確認書を医療機関で提示していただくことで、保険診療を受けていただけるという答弁がございました。

この答弁を受け、マイナンバーカードは券面に加入者情報が書かれておらず、保険資格があるかどうか分からない。そのため、医療機関に行った際、暗証番号を忘れ、顔認証もできない場合、また、読み取り機の故障やオンラインの不具合で情報を読み取れない場合には、

この加入者情報のお知らせがあれば受診できるのかという問いがあり、マイナ保険証を持っておられても、時によって読み取れない場合もあると思うが、そういった場合は、スマートフォンをお持ちの方であれば、スマートフォンの資格情報画面とマイナンバーカードを提示していただくことで医療を受けていただける。また、スマートフォンをお持ちでない場合は、資格情報のお知らせとマイナンバーカードをご提示いただくことで保険診療を受けていただくことができるという答弁がございました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第54号、令和6年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

若干の質疑がありましたが、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から質疑がなされ、意見、要望が出されていることを申し添え、予算特別委員会の報告とさせていただきます。

以上でございます。

川村議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第15、議第52号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第52号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第52号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議第53号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第53号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第53号議案は原案のとおり可決されました。
日程第17、議第54号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第54号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第54号議案は原案のとおり可決されました。
次に、日程第18、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。
各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申出一覧表のとおり、葛城市議会会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出書が提出されました。
お諮りいたします。
各委員長からの申出のとおり、一覧表記載事項について、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ここで皆様に申し上げます。本日の会議の1回目の休憩前に、令和5年度葛城市一般会計決算の認定に対しての討論の中で、谷原議員の発言の訂正を求める内容につきましては、不適切と認められますから、発言の取消しを命じます。なお、会議録につきましては、後刻精査の上、措置させていただきますので、ご了承願います。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員の皆様方には、2日の開会以来、慎重にご審議をいただき、また、格段のご協力によりまして、本日まで議会運営が円滑に進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

これをもちまして本定例会を閉会するわけでございますが、各執行機関におかれましては、各常任委員会、また予算・決算特別委員会の審査において議員各位から出された意見や要望を真摯に受け止められ、葛城市政の執行と令和7年度の予算編成に当たられますよう要望いたします。私の閉会の挨拶とさせていただきます。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長。

阿古市長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月2日に開会されました令和6年第3回葛城市議会定例会が、23日間の全日程を終えさせていただき、本日をもって閉会の運びとなりました。議員の皆様方には、長期間

にわたりまして、ご提案申し上げました各案件について慎重なご審議を賜り、全議案可決、認定をいただきまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。会期中に議員の皆様方から頂戴いたしました貴重なご意見等を真摯に受け止め、職員一丸となって葛城市の更なる発展のため、鋭意努力してまいりる覚悟でございます。議員の皆様方におかれましては、なお一層のご支援、ご指導をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会に当たりましての私の御礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

川村議長 以上で令和6年第3回葛城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後2時35分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 川村 優子

議 会 副 議 長 杉本 訓規

署 名 議 員 増田 順弘

署 名 議 員 谷原 一安